

～みんなであすけあって 住みよい町に～



おくたま ふくし

編集・発行

社会福祉法人

奥多摩町社会福祉協議会

〒198-0212 奥多摩町氷川199 (福祉会館内)

電話(0428)83-3855

FAX(0428)83-2567

E-mail: mail@okusyakyo.or.jp

HP: http://www.okusyakyo.or.jp

【年4回発行】

町民一人ひとりがボランティア精神で活動するまち

一層のお力添えを



社会福祉法人 奥多摩町社会福祉協議会

会長 大館 眞

平成24年度は、町民皆様のご支援ご協力をいただき、事業・財政運営ともに良好に終わることができました。誠にありがとうございました。

さて、読売新聞の編集手帳の記事を紹介します。『ひとが、幸せな場面で口にする言葉はなんだろう。口にするだけで幸福のにおいがする言葉の代表格は何だろう。私見ながら、何かを指さしての「見て、見て！」ではないかと常々思っている。たとえば、思いがけず上空にヘリコプターを見つけた幼児が母親に告げる「見て、見て！」。心を弾ませる対象が視界にあり、その心の弾みを分かち合う誰かがそばにいる。言葉が発散する「幸福」の成分を分析すれば、そういうことも知れない。』
私は、この記事を見て、本当に「見て、見て！」が幸せの言葉だろうか、記者の独りよがりではないかと思いました。

私の2歳の孫が家に泊まりました。何を見ても興味を持つようで、山を指さして「見て、見て！」、鳥を指さして「見て、見て！」というのを何回も聞くと、なるほどと信じられるようになりました。

幼児のころは、好奇心も強く、驚くほど速く物事を吸収していきます。それに引き替え、私のように高齢者になると、困ったもので、少しずつ忘れることが多くなります。顔は覚えていても、名前を思い出せないことなどしばしばあります。認知症予備軍になった気がします。

そこで、もしもの時に備えて「気になることから少しずつ。今日から書けるエンディングノート」を買いました。このノートの中身には、財産、保険、医療、介護、各種カード、重要な連絡先、携帯・パソコン、ペット、葬儀の仕方、お墓、相続、遺言書などなどの項目を書き留めておくことができます。特に、重病になった時の病名の告知や、死期が迫った場合の延命処置などの切実なことも含まれています。妻や子・孫への負担を少しでも減らすことを考えて書くことと思っています。

平成25年度初めに当たり、町民皆様のニーズをお聞きして、地域福祉の向上を目指して当会役員一同努力してまいりますので、町民皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます。

平成 25 年度事業計画

1. 基本方針

昨年末には衆議院の解散、総選挙が行われ、新たな政権が誕生いたしました。新政権は、デフレ脱却と持続的な経済成長などを実現するため、「経済再生」、「震災復興」、「危機管理」の方針を示し、経済再生を「最大かつ喫緊の課題」として大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を「3本の矢」として、日銀と連携しての大胆な金融政策など、一体的に推進するものとしております。緊急経済対策などを通じて、景気の浮揚、雇用の創出、地域の活性化など、身近な生活のなかで早期に感じることを期待するものであります。

さて、わが国の少子高齢化が急速に進む中、核家族化と単身世帯の増加による家庭機能や地域社会の福祉力の低下、経済不況を背景とする雇用情勢の悪化等による失業、低所得や貧困問題の若年層への広がり、社会保障をはじめとする公的制度や施策の問題、虐待、家庭内暴力、孤立死、高齢者に対する詐欺的商法、引きこもりなど、社会福祉に対するニーズは、質・量ともに多様化、複雑化する傾向にあります。また、高齢者や障がい者をはじめとする福祉制度を取り巻く環境も大きく変化してまいりました。

このような状況の中で、昨年の4月から介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行され、地域福祉をより一層推進していくことが打ち出されています。また、この4月からは「障害者自立支援法」が改められ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の定義に難病等を追加し、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するもので、平成26年4月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化なども実施されます。

当社会福祉協議会の本年度の主な事業として、高齢福祉分野では、在宅の高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心した生活が送れるよう、外出支援サービス、筋力向上トレーニング、福祉機器と車椅子仕様車（新規）の無料貸出し、高齢者見守り相談、老人クラブ連合会運営支援等の事業を、障がい者福祉分野では、障がい者が自立した生活を送り積極的な社会参加が図れるよう、障がい者団体の運営と活動の支援、日常生活自立支援等の事業を、介護分野では、介護サービス事業者として在宅高齢者の介護支援を中心に、高齢者在宅サービスセンター、ヘルパーステーション“おくたま”、ケアサポート奥多摩の運営を、子ども家庭分野では、地域における育児環境の福祉向上を図るため、乳幼児及び児童福祉事業等を、その他、福祉団体への運営支援、ボランティア活動の推進、福祉サービスの利用援助、成年後見制度利用支援（新規）、在宅療養相談・地域包括ケア連携事業（新規）、生活困窮者等に対する相談・支援・貸付事業等をそれぞれ推進してまいります。

地域福祉は、行政、民間企業、NPO法人等の団体はもちろん、同じ地域に暮らす住民同士が助け合い、支え合いながら、みんなで力を合わせて取り組んでいく必要があります。

本年度も役職員一丸となって地域福祉の向上に努めてまいりますので、町民皆様のなお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

2. 法人運営事業

(1) 役員会等の開催

運営基盤の強化、介護保険事業等における効率的事業の展開及び安定した経営を図るために正副会長会・理事会・評議員会を開催いたします。

正副会長会	随時
理事会	年5～6回
評議員会	年3回

(2) 監事会の開催

事業計画・予算及び事業報告・決算等の執行状況等について監査していただく監事会を開催いたします。

決算監査	5月
中間監査	10月

(3) 社会福祉協議会会員の増強及び自主財源の確保

社会福祉協議会が事業展開している地域福祉活動を町民皆様にご理解いただき、その財源となる会員（会費）及び寄付金の増強を図ります。また、奥多摩町及び東京都社会福祉協議会の受託事業を通じて運営資金の確保を図る他、福祉バザーを開催し、基金への積立財源の確保に努めます。

会員会費の増強	月間	6月（年間を通じ受付）
寄付金の申し込み	受付	年間を通じ受付
第15回福祉バザー	開催	4月

(4) 財務会計の改正

社会福祉法人会計基準の改正に伴い、平成26年度実施に向けて経理規程の改正及び財務会計システムの更新を行います。

(5) 調査・企画・啓発

社会福祉に功績のあった方々への表彰並びにめでたく金婚をお迎えになられたご夫妻をお祝いし、福祉大会を開催いたします。

第41回奥多摩町福祉大会 11月

(6) 普及宣伝

広報「おくたまふくし」の発行、また、ホームページにより情報公開と社会福祉協議会活動の周知を図ります。

「おくたまふくし」の発行	
発行回数	年4回（4月、7月、10月、1月）
発行部数	2,700部（1回）
ホームページによる広報	

(7) 地域福祉活動計画「やまびこ計画」の推進

第2期地域福祉活動計画「やまびこ計画」と奥多摩町地域保健福祉計画との整合性を図りつつ推進いたします。

3. 地域福祉事業

(1) 高齢者福祉事業

在宅の高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心した生活が送れるよう支援いたします。

ふれあい仲間づくり旅行（対象 単身高齢者）	
金婚のお祝い（奥多摩町福祉大会）	
敬老祝い金の贈呈（在宅・施設入所最高齢者、米寿）	
奥多摩町老人クラブ連合会年間事業への協力	
理事会・役員会開催	月1回

会員親睦旅行
ゲートボール大会
合同講演会（年金友の会）

(2) 障がい者福祉事業

障がい者が自立した生活を送り、積極的な社会参加が図れるよう支援いたします。

奥多摩町身体障害者福祉協会年間事業への協力
会員一泊親睦旅行 6月
ふれあいスポーツ大会 10月
重度身体障がい者日帰り見学会（町事業への協力）
西多摩障がい者絵画展の開催 10月頃
精神障がい者のつどい「なごみ運営委員会」事業への協力
障がい者世帯の自主活動グループへのクリスマス事業援助

(3) ひとり親家庭・乳幼児及び児童福祉事業

地域における育児環境の福祉向上を図ります。

低所得世帯への就学援助
奨学就学資金の借入れ斡旋
保育園児観劇招待 6月
自主保育グループへのクリスマス事業援助



(4) 在宅福祉サービス事業

在宅の高齢者及び障がい者等に福祉サービスを利用していただくことにより利用者並びに介護者の負担を軽減できるように努めます。

介護機器等の無料貸出し
（介護ベッド、車いす、ポータブルトイレ、エアーマット）
福祉車両（車いす仕様車）の無料貸出し
介護用品の交付事業（町事業への協力）
1か月50枚を限度とし、紙オムツを無償交付いたします。

(5) 有償家事援助サービス事業

住民の参加と協力のもと、会員制を取り入れ有償により、高齢者世帯等へ日常生活に必要な家事援助及び簡単な介助等のサービスを提供し、住民の連帯と相互扶助を促進します。

(6) まごころ助成事業

福祉向上、青少年育成、住民の健康づくり等の事業を行う団体へ公募による単年度の助成事業を行います。

(7) その他

靖国神社昇殿参拝と合同慰霊祭を隔年で実施しており、平成25年度は合同慰霊祭を実施いたします。

合同慰霊祭 9月下旬～10月上旬
奥多摩町遺族会事業への協力

4. ボランティア活動推進事業

誰もが気軽に足を運んでいただき、ボランティア情報の入手や相互の意見交換などできるようボランティアセンターを常時開放し、効果的なボランティア活動ができるよう、充実した環境、拠点づくりに努めます。

更に、養成研修事業、組織化・登録斡旋事業、ボランティア団体助成事業、災害ボランティア活動事業及び広報・啓発事業を実施し“町民みなボランティ

ア運動 ” を展開してまいります。

(1) 養成研修事業

- ボランティアの集いの開催 4 月
- 指圧講習会の開催 6 月 ~ 3 月
- 手話講習会の開催 6 月 ~ 1 2 月
- 点字講習会の開催 1 0 月 ~ 1 2 月
- 夏体験ボランティアの開催 7 月 ~ 8 月

(2) 組織化・登録斡旋事業

- ボランティア・センターおくたま運営委員会の開催
- ボランティア団体代表者連絡会の開催
- 登録ボランティアの拡大
- 新規ボランティア及びボランティアグループの開拓
- ボランティア活動普及事業補助金助成
- ボランティア受入れ施設との連絡調整及びボランティア斡旋
- ボランティア保険掛金助成

(3) ボランティア団体助成事業

福祉バザー収益の一部をボランティア登録団体運営費として助成

(4) 災害ボランティア活動事業

大規模な災害時に必要とされる備品等の整備

(5) 広報・啓発事業

- ボランティア通信発行 (社協広報紙同時発行 年 4 回)
- ホームページによる広報

5 . 福祉団体等への助成事業

各団体等に助成することにより、社会的自立、社会復帰又はその活動の活性化につながるよう支援いたします。

(1) 助成対象団体等

- 保護司会
- 奥多摩町自治会連合会
- 奥多摩町老人クラブ連合会
- 奥多摩町身体障害者福祉協会
- 奥多摩町遺族会
- 保育園 (古里・氷川)
- タンポポの会 (障がい者世帯の自主活動グループ)
- なごみ運営委員会 (精神障がい者のつどい)
- ちびっこぐーちょきぱー (自主保育グループ)
- 古里少年野球クラブ
- 奥多摩柔道会
- 奥多摩剣道会
- 氷川 F C (少年サッカークラブ)
- スーパーヒーローガールズ (少年少女バレーボールチーム)
- 少林寺拳法
- 少年少女スポーツ大会



6 . 受託事業

町、東京都社会福祉協議会から在宅福祉サービス事業等を受託し、地域における福祉ニーズに即応しながら、効果的に以下の事業を実施いたします。本年

度は、新たに「権利擁護センター事業」、「在宅療養相談・地域包括ケア連携事業」を町から受託しました。

(1) 高齢者外出支援サービス事業

高齢者を対象に、町内医療機関へ通院時の送迎を行うことにより利便性を図ります。

曜日	午前	午後
月	古里診療所	古里診療所
火	双葉会診療所	高橋歯科医院・古里歯科診療所
水	川辺医院	
木	奥多摩病院	
金	奥多摩病院	峰谷診療所

(2) 高齢者筋力向上トレーニング事業

基本チェックリストの実施によって、二次予防事業対象者（特定高齢者）と判定された方からの申請により、機械を使ったトレーニング及び簡単な体操を行い、身体機能を向上させ、安心した自宅での生活が継続できるよう支援いたします。

週 2 回 福祉会館 2 階機能訓練室で実施

3 か月を 1 単位とし、個別に目標を設定

ウォーミングアップ（ストレッチ・軽体操 30 分間）

機能的トレーニング・口腔体操・マシントレーニング（50 分間）

クールダウン（ストレッチ 10 分間）

(3) 低所得者・離職者対策事業

学習塾などの費用や受験費用について貸付を行う、受験生チャレンジ支援貸付事業の申請手続支援業務を実施し、低所得世帯の子どもを支援します。

(4) 高齢者見守り相談事業

職員を町に派遣し、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に設置された、生活リズムセンサーを有する緊急通報システムによる見守りと、地域における見守りネットワークの形成・支援、高齢者の相談業務等を行います。

(5) 権利擁護支援センター事業

判断能力が不十分な方々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、弁護士等によるふくし法律相談、その他福祉サービス利用に関する専門的な相談受付を新たに行います。同時に、権利擁護推進機関運営委員会を設置し、推進機関の取り組む事業全体を専門的、第三者的な立場から監督、助言するための委員会を設置します。

(6) 在宅療養相談・地域包括ケア連携事業

医療と介護の更なる連携を進めるため、在宅療養に関する支援相談窓口を新たに設置し、在宅療養資源を把握し、病院からの退院時の在宅における療養環境の調整や、在宅療養生活の継続に必要な対応を図り、在宅療養患者の医療的ケアに必要な情報を地域や介護支援専門員に分かりやすく提供することにより、病院からの退院促進、地域で生活を送る患者及びその家族の療養と介護生活の向上を図ります。

(7) 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行います。

(8) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方（高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、住み慣れた地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、生活を支援いたします。

7. 奥多摩町福祉会館指定管理事業

町から「奥多摩町福祉会館指定管理者」の指定を受け、運営・管理を行っています。インターネットを通じて予約状況、利用方法、使用料金等を案内するなど、利用者への情報提供とサービスの向上に努めます。

8. たすけあいの推進事業

自治会をはじめ各事業所、各団体等の協力を得て、相互扶助を理念とし、町民皆様のご理解、ご協力をいただきながら、たすけあい事業を推進いたします。

(1) 日本赤十字社員増強運動 5月

日赤社資（皆様から寄せられた会費）は、災害救援、献血事業、看護施設運営及び福祉事業などに充てられます。

(2) 赤い羽根共同募金運動 10月

この募金は、都内の社会福祉施設や在宅福祉サービス等に配分されます。また、町における募金額の65%が、地域配分として町内の保育施設、民間社会福祉団体等の事業に配分されます。

平成25年度実施申請事業

避難兼用おでかけぐるま・リヤカー一式整備事業（氷川保育園）

乳児室の整備事業（古里保育園）

利用者の健康管理にかかる事業（かもんみ～る）

ボランティア通信発行事業（社会福祉協議会）

(3) 歳末たすけあい・地域福祉募金運動 12月

歳末たすけあい運動は、戦後の生活困窮者への見舞金配布など特定の方への経済的救済から、少子・高齢社会の進展等の社会状況の変化に伴い、普遍的な在宅福祉サービスの供給へと移行されています。

町においても、従来の高齢者や寝たきりの方々への見舞金、介護用品等の配布は廃止しましたが、要介護世帯への見舞金や災害見舞金は継続し、12月中に配分を行います。

また、募金の一部は、東京都共同募金会へ納付し、次年度の地域福祉事業に配分されます。

奥多摩町福祉大会事業

低所得世帯調査

介護機器貸出事業

まごころ助成事業

高齢者福祉事業（ふれあい仲間づくり旅行）

児童・生徒低所得世帯就学援助事業

保育園児観劇招待事業

ボランティア活動推進事業



9. 高齢者在宅サービスセンター事業

介護保険法上の介護サービス事業者として、通所介護事業を中心に、高齢者

が安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、要支援者から要介護者まで総合的に通所介護・予防通所介護サービスを提供します。また、利用者への介護サービスの充実に努めるとともに、ご家族の介護負担の軽減を図ります。さらに、町からの受託事業として配食サービス事業を展開してまいります。

職員に対し各種研修を行い、資質向上を図り、サービスと質の向上に努めます。

(1) 通所介護事業 (介護保険事業)

要介護状態の方を対象とし、月曜日から金曜日を開所し午前9時15分から午後4時15分まで来所していただき、居宅介護支援計画に位置づけられた、日中の介護サービスを提供いたします。生活相談員、看護師、介護職員、栄養士などを適正に配置し、健康チェック、趣味生きがい活動、入浴や排泄などの身体介護、栄養バランスを考えた食事の提供などを実施します。利用者の自立をできる限り支援し、心身機能の維持向上などを目標に個別の援助計画を作成します。また、ご家族の介護負担の軽減を図り、安心して在宅介護が続けられるように支援いたします。

(2) 介護予防通所介護事業 (介護保険事業)

要支援状態の方を対象に、介護予防プランに位置づけられた、日中の支援サービスを提供いたします。対象者が住み慣れたこの地域で、できる限り自立した生活が継続できるよう、個別の援助計画を作成し、心身機能の現状維持、向上を目標に支援します。専門職員を配置し、運動器機能向上サービスや口腔機能向上サービスを提供し、共通サービスとして、予防に視点を置いた様々な活動を、利用者が主体的に取り組み楽しむ課程から、その生活を再びいきいきしたものにしていく、きっかけになるような諸活動を提供いたします。

(3) 配食サービス事業 (町受託事業)

高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、食事の調理等が困難な方を対象に、安否確認を兼ねながら保温容器にて、栄養バランスのとれた食事 (月・水・金の夕食) をお届けします。また、食の確保と食の自立の観点から、十分なアセスメントを行い計画的・有機的に提供することを目的とし、事業の実施に当たっては、対象者の状況把握を行い、効果的なサービスを提供いたします。

10. ヘルパーステーション“おくたま”事業

利用者宅へホームヘルパーの派遣を行い、高齢者や障がい者の方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援いたします。

また、多種多様なニーズにきめ細やかな対応ができるように、介護保険事業だけではなく、法人独自に有償家事援助サービス事業を展開いたします。

総合的な在宅生活援助の担い手としての役割を果たすとともに、定期的な研修会の実施や外部研修を取り入れることで、治療食や専門的な介護技術の習得に力を入れ、ホームヘルパー個々の能力向上を図り、安全で質の高いホームヘルプサービスを提供できるように努めます。さらに今年度は、ホームヘルパー不足の解消及び利用者への安定したサービス提供ができるよう、「介護職員初任者研修」の受講者を募り、その受講料の一部を助成しホームヘルパーの育成・確保に努めます。

(1) 訪問介護事業 (介護保険事業)

居宅において要介護状態にあり、介護を必要とする方を対象にホームヘルパーを派遣し、居宅介護支援計画による介護サービスを提供いたします。

また、利用者や家族と相談し、訪問介護計画を作成いたします。

主な援助内容 生活援助 掃除、洗濯、食事作り、買い物など

活動時間 身体介護 入浴介助、排泄介護、通院介助など
月～土 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

(2) 介護予防訪問介護事業 (介護保険事業)

居宅において要支援状態にあり、何らかの生活援助を必要とする方を対象にホームヘルパーを派遣し、ホームヘルパーとの共同作業を行い、自立支援を目的とした介護予防プランによる介護予防サービスを提供いたします。また、利用者や家族と相談し、予防訪問介護計画を作成いたします。

主な援助内容 生活援助、掃除、洗濯、食事作り等の見守り、助言
活動時間 月～土 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

(3) 居宅介護支援事業 (障害者自立支援法)

地域で暮らす身体障がい者 (児) 及び知的障がい者 (児) の方々を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護サービスを提供いたします。また、利用者や家族と相談し、訪問介護計画を作成いたします。

主な援助内容 生活援助 掃除、洗濯、食事作りなど
身体介護 入浴介助、排泄介護、通院介助など
活動時間 月～土 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

(4) 障害者移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣事業)

屋外で移動が困難な障がい者 (児) の方を対象に、外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援をいたします。

主な援助内容 外出時における付添い
活動時間 月～土 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

1 1 . ケアサポート奥多摩事業

(1) 指定居宅介護支援事業 (介護保険事業)

介護保険法令に則り、地域で暮らす要介護状態にある高齢者に対して、居宅介護支援計画 (ケアプラン) を作成いたします。相談支援は、介護支援専門員 (ケアマネジャー) が、専門的な知識と技術をもって、利用者並びに家族の合意を得ながら進めてまいります。利用者が可能な限り住み慣れた地域で、有する能力に応じ自立した日常生活が送れるように保健、福祉、医療サービス等の調整に努めます。

相談受付：月～金 (祝日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
相談方法：電話相談、訪問相談、来所相談

(2) 介護予防支援事業 (介護保険事業)

地域包括支援センターから委託を受け、要支援と認定された方に対し、要介護状態となることをできる限り予防することを目的とし、予防プランを作成いたします。

介護支援専門員が地域包括支援センターと連携を図りながら、より自立した生活が送れるように、介護予防サービス、地域の保健、福祉、医療サービスの調整に努めます。

相談受付：介護予防支援につきましては、町地域包括支援センターにまずご相談ください。

(3) 要介護認定調査の受託

区市町村からの委託を受け、要介護認定調査を実施いたします。また、居宅に限らず、介護老人福祉施設の入所者の認定調査も実施いたします。

公益事業特別会計

(単 位 : 千 円)

勘 定 科 目		合 計	居 宅 介 護 支 援 事 業	福 社 会 館 管 理 事 業
【経常活動による収支】				
収 入	受託金収入	9,613	0	9,613
	事業収入	246	0	246
	介護保険収入	12,098	12,098	0
	雑収入	1	1	0
	受取利息配当金収入	2	1	1
	会計単位間繰入金収入	1,400	1,400	0
	経理区分間繰入金収入	700	700	0
	経常収入計(1)	24,060	14,200	9,860
支 出	人件費支出	12,406	12,406	0
	事務費支出	619	619	0
	事業費支出	9,422	262	9,160
	経理区分間繰入金支出	700	0	700
	経常支出計(2)	23,147	13,287	9,860
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		913	913	0
予備費(4)		913	913	0
当期資金収支差額合計(5)=(3)-(4)		0	0	0
前期末支払資金残高(6)		0	0	0
当期末支払資金残高(5)+(6)		0	0	0

歳末たすけあい運動事業特別会計 (単 位 : 千 円)

勘 定 科 目		歳 末 た す け あ い 運 動 事 業
【経常活動による収支】		
収 入	募金収入	2,949
	受取利息配当金収入	1
	経常収入計(1)	2,950
支 出	事務費支出	80
	事業費支出	1,100
	共同募金会納付金	1,770
	経常支出計(2)	2,950
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0
予備費(4)		0
当期資金収支差額合計(5)=(3)-(4)		0
前期末支払資金残高(6)		0
当期末支払資金残高(5)+(6)		0



共同募金会納付金は、翌年度の奥多摩町の地域福祉活動費に充てられます。



あたたかいご寄付ありがとうございました

平成 2 5 年 1 月 2 3 日 ~ 3 月 2 7 日 (敬 称 略)

月 日	金 額	ご 主 旨 等	住 所	氏 名
1月23日	50,000円	亡母、ウメノ様の生前謝意	白丸283	市川建治
2月 1日	4,142円	小銭を貯めて福祉のために	棚沢696-2	平原キン
2月 1日	100,000円	亡夫、徳雄様の生前謝意	棚沢535	清水キヨ
2月 4日	50,000円	福祉のために	大丹波357	榎戸信幸
2月 5日	10,000円	ベッドを借りたお礼として	小丹波187	榎戸 功
2月 7日	50,000円	亡母、キヨ様の葬祭費の一部を福祉のために	氷川1,370-37	青柳重治
3月 1日	1,453円	小銭を貯めて福祉のために	氷川307	小峰政義
3月 5日	2,832円	福祉のために		匿 名
3月 8日	6,210円	小銭を貯めて福祉のために	小丹波471-3	山宮満江
3月15日	200,000円	亡父、藤一様の七回忌、亡母シゲ様の一周忌を済ませ生前お世話になった事に感謝して	丹三郎200	佐久間一三
3月18日	5,552円	小銭を貯めて福祉のために	氷川1871-1	栃久保ママさんクラブ
3月27日	20,000円	福祉のために	留浦1,200	一般財団法人 小河内振興財団
3月28日	20,000円	ベッド借りたお礼として		匿 名
月 日	品 物 ・ 数 量		住 所	氏 名
1月21日	紙オムツ 3袋			匿 名
2月 5日	紙オムツ 2袋		日原722	原島源治
2月22日	タオル 20枚			匿 名
3月 5日	塩 9kg		小丹波507-3	小澤 福治
3月19日	虹鱒 190匹		海沢59-3	牧野 博行
3月29日	未使用切手 多数			匿 名

福祉車両（車いす仕様車）の貸出しを始めました

車いすに乗ったまま乗車できる、スロープ付き自動車の貸出しを始めました。車いすを利用されている方の外出、医療機関への入退院等にご利用ください。

利用対象者	町内に在住し、車いすを利用している方及び一般乗用車に乗車困難な方
貸出期間	1日
利用料金	無料 ただし、利用に伴うガソリン代など、車両の運行に必要な経費は負担をお願いします。
利用受付	利用日の2ヶ月前から申込み順に受け付けます。



お申し込み・お問い合わせ：社会福祉協議会 電話 83 - 3855

受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内

奥多摩町にお住まいで、進学を希望する中学3年生、高校3年生、既卒者などのいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾などの費用や受験費用の貸付を無利子で行います。また、高校、大学等に入学した場合、申請により返済が免除されます。

- (1) 学習塾等受講料貸付金（無利子）
対象：中学3年生・高校3年生、既卒者
貸付限度額：200,000円
- (2) 受験料貸付金（無利子）
高校受験 貸付限度額：27,400円
（4校分、1校あたり23,000円まで）
大学受験 貸付限度額：105,000円
（3校分、1校あたり35,000円まで）

ご利用いただける人

世帯の生計中心者(20歳以上)であること
課税所得または総収入金額が一定基準以下であること
預貯金等資産の保有額が600万円以下(世帯)であること
都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
この他にも条件があります。
本人と同一世帯でない、連帯保証人が必要です。

お申し込み・お問い合わせ：社会福祉協議会 電話 83 - 3855

東日本大震災 義援金受付延長

社会福祉協議会では、町と自治会連合会と共同で、東日本大震災の義援金の受付を実施していますが、日本赤十字社が義援金の受付を延長した事を受け、それに合わせ、受付を一年間延長する事といたしました。

また、すでに多くの方よりご協力をいただき、2月末までに11,148,525円が集まり、日本赤十字社へ送金いたしました。皆様からのあたたかいお気持ち、大変ありがとうございました。

まだまだ、援助が必要な方々がいらっしゃいますので、引き続きご協力をお願いいたします。

受付期間 平成26年3月31日まで
受付場所 役場住民課総合窓口
役場古里出張所
保健福祉センター
奥多摩病院
社会福祉協議会（福祉会館）

平成 2 5 年度 会員会費募集のお願い

社会福祉協議会

会員増強運動にご協力下さい

社会福祉事業につきましては、日頃から格別のご理解、ご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。

今年も例年のとおり、社会福祉協議会の会員増強月間として 6 月 1 日から会員加入と会費納入をお願いすることとなりました。

社会福祉協議会が実施する福祉事業は、会員による会費が主な財源となっております。今後、ますます増大する福祉ニーズに的確に対応していくためには、町民一人ひとりのご協力が大きな支えとなります。ぜひ、地域福祉事業にご理解いただき、会員への加入をお願いいたします。

会費の納入

正 会 員 1 口 1 , 0 0 0 円

特 別 会 員 1 口 1 0 , 0 0 0 円

会費の納入は、自治会を通してお願いしておりますが、社会福祉協議会窓口におきましても受付しております。また、事業所などにつきましては、お電話をいただければ、こちらからお伺いいたします。

取扱い期間

会費の納入は、1 年を通して受付しておりますが、6 月を増強月間として、取扱期間とさせていただきます。

～みんなで たすけあって 住みよい町に～

日本赤十字社活動資金の

ご協力をお願い申し上げます

町民の皆様には、日頃から赤十字事業にご理解とご協力を賜わり感謝申し上げます。

本年度も、5 月 1 日から 3 1 日までを重点期間とし、赤十字会員（社員）への加入と事業資金へのご協力をお願いいたします。

日本赤十字社は、世界の平和と人々の幸せを願い、災害救助や福祉などの多くの事業を実施しております。



皆様よりご協力いただきました事業資金は

救護・救援活動のために
救急法・健康生活支援講習等の講習のために
献血バスの整備や献血運動推進のために
看護施設等の運営のために
看護師の養成のために

など幅広く役立たせていただいております。



訪問介護(ホームヘルパー)育成研修受講料の助成 及び契約ヘルパー募集のお知らせ!

ヘルパーステーション“おくたま”では、奥多摩町内で活躍するホームヘルパーを増員するため、当事業所で指定する訪問介護員(ホームヘルパー)育成研修を受講する方を対象に受講料の一部を助成いたします。受講終了後、当事業所で、一定期間ホームヘルパーとして働いていただくことが条件となります。

ホームヘルパーは、人に思いやる気持ちや、笑顔の大切さを実感し、自分自身が成長することができる素晴らしい仕事です。一緒に地域で活動しましょう。

また、契約ホームヘルパーの募集も行っています。

育成研修受講料助成募集要件

対象者：奥多摩町在住、18才～概ね50才までの方で受講終了後、2年間当事業所で訪問介護員(ホームヘルパー)として勤務できる方
普通自動車免許取得者

指定する育成研修

指定養成研修：ニチイ学館(河辺校 立川校いずれかのうち)

受講料：158,000円(助成金との差額と、交通費は自己負担となります。)

助成金額：110,600円

募集定員：2名

申込方法：履歴書をヘルパーステーション“おくたま”まで提出ください。
面接あり。

契約ヘルパー募集要件

活動内容：利用者宅(高齢者・障がい者)で生活援助(掃除、洗濯、食事作り等)や身体介護(入浴介助、排泄介護等)を行います。

資格：介護福祉士または2級ヘルパー以上の取得者
普通自動車免許取得者

年齢：18才～概ね60才

性別：不問

募集人員：若干名

お申し込み・お問い合わせ

ヘルパーステーション“おくたま”

奥多摩町氷川1,111(保健福祉センター内)

電話 0428-83-8050



ボランティア通信

ボランティア・センターおきたま

社会福祉法人
奥多摩町社会福祉協議会
奥多摩町氷川199
(福祉会館1階)

電 話 : (0 4 2 8) 8 3 - 3 8 8 3
F A X : (0 4 2 8) 8 3 - 2 5 6 7
E - m a i l : b o r a s e n @ o k u s y a k y o . o r . j p

ホームページ : <http://www.okusyakyoko.or.jp/borasen.htm>

No. 74

開所時間

月曜日～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

ボランティア団体のご紹介

社会福祉協議会に登録されているボランティア団体の主な活動先は、町内の福祉施設や社会福祉協議会、諸団体の行事等、多数活動されています。個人ボランティアも24名の方が登録しています。

今年度もよろしくお願ひします。

ボランティア登録団体募集!

ボランティア・センターおきたまでは、登録団体を募集しています!

登録いただきますと、ボランティア保険の無料加入や福祉会館のボランティア室、印刷機、コピー機等が無料で利用できます。

お気軽にお問い合わせください!

(平成25年4月1日現在)

団体名	主な活動内容	団体名	主な活動内容
奥多摩指圧奉仕会	指圧研修、指圧奉仕活動等	コールやまぶき	コーラスの練習・発表、老人ホーム慰問等
手話サークルもみじ	手話の学習、ろう者との交流等	杉の実会	地域の清掃、植木の手入れ、地域行事の手伝い等
奥多摩町将棋愛好会	将棋会、小学校での将棋教室等	扇隆会	老人ホームの慰問等
民生・児童委員協議会	地域福祉に関する調査等	トミヨ会	老人ホームでの洗濯物整理、配食サービス(容器洗い)等
NPO法人タンポポの会	福祉バザーへの協力等	民謡クラブ	老人ホーム慰問(民謡指導)等
食事サービスかたくりの会	配食サービス(配達、容器回収、容器洗い)等	山鳩会	老人ホーム慰問、配食サービス(配達、容器洗い)等
栃久保ママさんクラブ	地域清掃、子ども会・自治会への協力等	由美之会	老人ホーム慰問・小・中学校運動会での踊りの指導等
点字サークルてん点	点字・点訳の学習、点訳本の作成等	合計 15団体 249名	

使用済み切手のご寄付ありがとうございます ~3月25日まで

町地域整備課様
点字サークルてん点様
澤本和容様
小澤福治様
トミヨ会様
栃久保ママさんクラブ様
盛田正輝様

石田会計事務所様
橋本照勝様
奥平進様
金子敏子様
古里中学校様
長谷川寿樹・洋美様
奥多摩霊苑様

原島たい子様
新條菊枝様
シルバー人材センター様
野村VTC(株)様
近藤ひろみ様
望田千恵子様
匿名3件

指圧・手話講習会受講生募集

ボランティア養成事業の一環として、指圧・手話講習会の受講生を下記により募集しています。

指圧講習会

指圧を学んでみたい方、年齢、性別、経験は問いませんので、お気軽にお申し込みください。

- 【期 日】平成 25 年 6 月～平成 26 年 3 月までの毎月第 2 月曜日（全 10 回）
- 【時 間】午後 1 時～2 時 30 分
- 【会 場】福社会館 2 階和室
- 【受講料】無料 但し、初回のみテキスト代 1,200 円をご負担いただきます。
- 【申込受付】5 月 31 日（金）まで

手話講習会

初級コース、中級コース、上級コースに分かれて学習していただきます。

手話を学んでみたい方、年齢、性別、経験は問いませんので、お気軽にお申し込みください。

- 【期 日】平成 25 年 6 月～平成 25 年 12 月までの毎月第 1、第 3、第 5 木曜日（全 15 回）
- 【時 間】午後 7 時～8 時 30 分
- 【会 場】福社会館 1 階ボランティア・センター
- 【受講料】無料 但し、初回のみテキスト代 1,000 円をご負担いただきます。
- 【申込受付】5 月 31 日（金）まで

配食ボランティアさん募集!!

高齢者在宅サービスセンターでは、毎週、月・水・金曜日の夕食（弁当）を高齢者の方々へお届けする「配食サービス事業」を実施しています。古里地区・氷川地区・小河内地区と全町にわたり、約 60 名の方に安否確認も兼ねながらお弁当をお届けしております。

配食は、主に下記の 4 つのボランティア活動があり、多くのボランティアさんのご協力をいただき実施していますが、それぞれのボランティアさんが不足しています。活動頻度は月 1 回、週 1 回でも可能です。ご協力をいただける活動がございましたら、下記までご連絡をお願いします。

活動内容	活動日	活動時間	説 明
配 達	毎週 月・水・金	16 時頃 ～17 時頃	古里地区は文化会館に、氷川地区・小河内地区は、高齢者在宅サービスセンターに集合していただき、利用者宅へお弁当を届けていただきます。
容器回収	毎週 火・木	8 時 30 分頃 ～10 時頃	利用者宅からお弁当の容器（空）を回収していただき、高齢者在宅サービスセンターに午前 10 時頃までに届けていただきます。
容器洗い	毎週 火・木	9 時 30 分頃 ～11 時 30 分頃	高齢者在宅サービスセンターでお弁当容器を洗っていただきます。
盛り付け	毎週 月・水・金	15 時頃 ～16 時頃	高齢者在宅サービスセンターでお弁当の盛り付けをしていただきます。

お申し込み・お問い合わせ 高齢者在宅サービスセンター 電話 83 - 2761

第15回 福祉バザー開催！！

日 時

平成25年4月20日(土)
10:00～12:00

会 場

福祉会館 1階集会室

当日、午前9時から先着100名様
に入場整理券をお配りします。

第15回福祉バザーが、住民皆様をはじめ多くのボランティアの方々のご理解、ご協力により開催されます。

この福祉バザーの収益は、地域福祉事業を推進するためのボランティア基金の財源及びボランティア団体活動費の助成に充てられます。

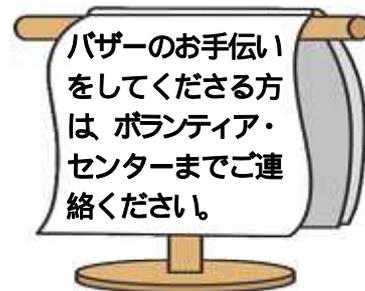
今年もこの福祉バザーが盛会に開催できますよう、町民皆様の更なるご支援をお願いいたします。バザー当日、皆さまのご来場を心よりお待ちしております。

なお、駐車場は、氷川小学校校庭をお借りしていますので、ご利用下さい。



昨年のバザーの様子(写真3枚)

模擬店や休憩所も用意して、皆さまのご来場をお待ちしています



物品の提供にご協力をお願いします!!

自治会を通じて物品提供のお願いをしておりますが、物品の集め方は各自治会によって異なりますので、地域ごとにご確認ください。

なお、物品提供にあたっては、新品・未使用の品物をお願いいたします。賞味期限切れ・故障したものはご遠慮ください。

衣類については、新品または、クリーニング済みのものをお願いします。

分類例	物品例
食 品 類	調味料、油、塩、砂糖、缶詰、飲み物、農産物、他
日 用 品	石鹸、洗剤、入浴剤、シャンプー、ボディソープ、ティッシュ、他
寝 具 類	毛布、タオルケット、シーツ、布団カバー、枕カバー、他
衣 類	シャツ、ズボン、肌着、着物、他
小 物 類	靴、帽子、傘、装飾品、バッグ、他
タ オ ル 類	タオル、バスタオル、ハンカチ、他
電 気 製 品	台所家電、時計、他
食 器 類	皿、茶碗、湯呑み、箸、コップ、カップ、スプーン、フォーク等